

「議決権の行使に関する方針（国内株式）」 の見直しおよび検討課題について

2023年10月31日

大和アセットマネジメント株式会社

当社は、「議決権の行使に関する方針（国内株式）」（以下「当方針」といいます。）について投資先企業を含め多くの方々に理解していただくべく、その詳細を公表しています。また、投資先企業との「建設的な対話」で得られた知見や、コーポレート・ガバナンス等に関する状況の変化に対応すべく、随時、当方針の見直しを行っています。

今般、当方針を一部改定（2023年12月より適用）しましたので、その概要をご報告します。なお当方針の本文については、[こちら](#)をご覧ください。

1. 主な変更点

(1) 経営成績または株主資本の有効活用に関する基準

経営成績または株主資本の有効活用に問題があると判断する基準について、直近2期のROEで問題があっても原則通り3期の実績を見るべきであること、考慮要件であるPBRについて現状の同一業種内下位33%水準は業種によっては値がかなり低いという問題があることを踏まえた見直しを行いました。

(2) 任意の委員会設置に関する基準

指名・報酬委員会を設置することは、経営者の選任・報酬という重要方針の決定プロセスの透明性を高めるもので、少数株主利益保護の観点からも重要です。特に、高いレベルのガバナンス体制が求められているプライム市場上場企業については、その設置は最低限要求されるべきものと考えます。以上から、プライム市場上場企業において指名・報酬委員会が設置されていない企業の代表取締役の再任に反対する基準を新設しました。

(3) ESG課題に関する基準

ESGに関する重要課題を抱えている企業に対するエンゲージメントはこれまでも行っていますが、今後GHG排出量等を重点テーマとして設定し、ESGリスクが高いと判断した企業に対してより積極的にエンゲージメントを実施し、取り組みが十分と判断できない場合には代表取締役の再任に反対することも検討します。

(4) 社外役員の独立性・実効性について

社外役員に求める独立性要件について、①大株主の範囲にその関連会社を含める、②在任期間12年は取締役と監査役の在任期間を通算して判断する、という2点の見直しを行いました。また、社外役員の実効性確保の観点から、兼任社数が過大であることは望ましくないと考え、5社以上の兼任となる社外役員には反対する基準を新設しました。

(5) 買収防衛策について

事前導入型買収防衛策の導入または継続に関する議案が上程された場合、その議案に反対するだけでなく代表取締役の再任にも反対することとしました。

2. 検討課題

当方針における今後の検討課題として、下記を考えています。

(1) ESG課題への取り組み

企業がESG課題へ取り組むことは、企業のサステナビリティを高めると同時に新たな収益機会にもつながるという意味で、企業価値向上を目指すうえで不可欠だと考えています。当社では、企業が自社のESG課題をどのように認識し、どのような取り組みや情報開示を行っていくべきか、エンゲージメントを通じて議論を深化させていきます。なおESGに関して重大な課題を抱える企業で、エンゲージメントを継続的に実施しても改善が見られない、あるいは度重なるエンゲージメントの申し出に応じていただけない場合には、議決権行使において、代表取締役（あるいは代表執行役）である再任候補者に反対する場合があります。

当社が重要と考えているESG課題は以下となります。

① 脱炭素・カーボンニュートラル

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量削減の取り組みの加速が求められています。当社では、企業がいかにして温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の中で企業価値を高めていくのかを重要なテーマと認識し、継続してエンゲージメントを行います。

② ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

サステナビリティ社会への移行などにより事業環境の大きな変化が見込まれる中で、新たな価値を創造していくためには、多様なバックグラウンドを持った人材を積極的に受け入れるとともに、各人がお互いを認め合いそれぞれが力を最大限に発揮できる組織を作ることが重要と考えています。当社では、企業がダイバーシティ&インクルージョンの取り組みや情報開示を充実させることは、企業価値向上に資するとともに、未使用の潜在的な経営リソースの活用による企業経営の効率化にも寄与すると捉えており、重要なエンゲージメントテーマと認識しています。また、議決権行使基準において、プライム市場上場企業に対して役員が複数のジェンダーで構成されていることを求めています。将来的には適用範囲や人数要件の拡大を検討していきます。

③ ビジネスと人権

社会のサステナビリティ（持続性）に対する関心の高まりから、企業の直接的な活動や、サプライチェーン全体における人権尊重の取り組みが注目されています。企業活動における人権への配慮は、社会的に求められる当然の責務であるだけでなく、経営上のリスクへの対処に資するものです。当社では、ビジネスと人権について、基本方針の策定や人権デューデリジェンスの実施といった企業の取り組み及びその情報開示を促すことは重要なエンゲージメントテーマであり、課題であると認識しています。

Ⅰ (2) 社外役員の任期

社内取締役よりも社外取締役の在任期間が長くなると、業務執行者から独立した立場でのモニタリングの実効性や、経営者あるいは支配株主と少数株主との間の利益相反に対する監督機能が弱まることが懸念されます。ガバナンス強化という観点から、適正な社外役員の任期について検討しています。

Ⅰ (3) 社外取締役の実効性

コーポレートガバナンス・コードの改定などを契機に企業のコーポレートガバナンスに対する意識は高まり、当社が求める社外取締役の人数要件は多くの企業が満たす状況になってきています。しかし形式要件を満たすことは出発点であり、そこからいかにして社外取締役がその能力や監督機能を十分に発揮していく体制を築いていくか、すなわち実効性を高めていくかが重要です。この点はガバナンス強化に関する重要課題として、エンゲージメントを実施していくとともに、今後議決権行使基準に盛り込むことも検討します。

Ⅰ (4) 政策保有株式

政策保有株式の縮減に向けた取り組みは全体として進んでいますが、政策保有株式の持ち合いによるガバナンス機能の低下という問題は依然として残っています。また、その保有に伴う収益が株主資本コストを上回るケースは極めて限定的であり通常は資本効率の低下も招くことから、基本的に政策保有株式は売却していくべきものと考えています。一方で過去の経緯から現在の保有額が大きい企業が急激に保有を減らすことも難しいと認識しているため、今は純資産の20%以上を過大保有の基準値にしていますが、今後数値基準の引き下げも検討して参ります。併せて、取引先等に自社の株式の保有を求める、あるいは自社株式の売却の打診を断る行為は問題であると認識しており、そのような企業に対してはエンゲージメントを通じて改善を求め、今後議決権行使基準に盛り込むことも検討します。

Ⅰ (5) 補欠の社外役員候補者の独立性

補欠の社外役員候補者の独立性について、現在は金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たすことを求めています。補欠の候補者も不測の事態が生じた場合に役員として登用される可能性があることから、少数株主利益保護の観点から補欠であっても社外役員の候補者であれば独立役員の要件を満たすことが望ましいと考えています。今後、補欠の社外役員候補者についても独立役員の要件を満たす場合に賛成する方向で議決権行使基準を見直すことを検討します。

Ⅲ 議決権の行使に関する対話で投資先企業にお伝えしたい点

Ⅰ (1) 対話を通じた方針の見直し

投資先企業の皆様から頂戴するご意見は、当方針の見直しにあたり、貴重な情報とさせていただきます。今後とも様々なご意見をお寄せ頂きたいと考えています。

■ (2) 投資先企業のIR活動

当方針の中にIR活動に関する判断基準を設けているように、当社は建設的な対話の起点となるIR活動を重視しています。

議決権行使の実務上、行使の判断を行う時点で当該期の有価証券報告書が提出されていないため、決算短信や招集通知の情報が賛否判断の材料となります。また、法定開示に加え、ウェブ上の経営方針に関する情報や説明会の資料なども利用しますが、賛否判断を行うにあたって必要な情報は、招集通知に記載されていることが望ましいと考えております。

投資先企業の皆様におかれましては、IR活動及び招集通知の記載内容について、一層の充実をお願い申し上げます。

以上

※議決権行使に関するお問い合わせはメールにて承ります。
(お問い合わせ用メールアドレス:damssc@daiwa-am.co.jp)